

中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

令和2年2月18日

1 制度の概要

(1) 制度の概要

- 中山間地域等の**農業生産条件が不利な地域**において、**農業生産活動を通じて、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため**、集落協定等に基づき、**5年間以上継続して農業等を行う農業者等に対して交付金を交付**。
- 平成12年度に制度が始まり、第4期対策は平成27年度から平成31年度までの5年間。
- 平成27年度からは、法律(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律)に基づいた、安定的な措置として実施。

(2) 制度の基本的仕組み

対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15° 以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8° 以上15° 未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

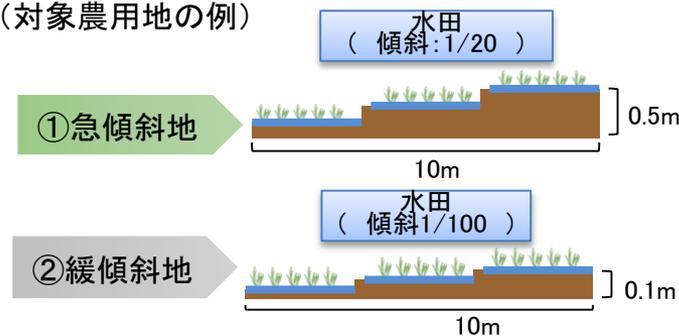
対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15° ～)	11,500
	緩傾斜 (8° ～)	3,500

(対象農用地の例)



交付金の主な使い道



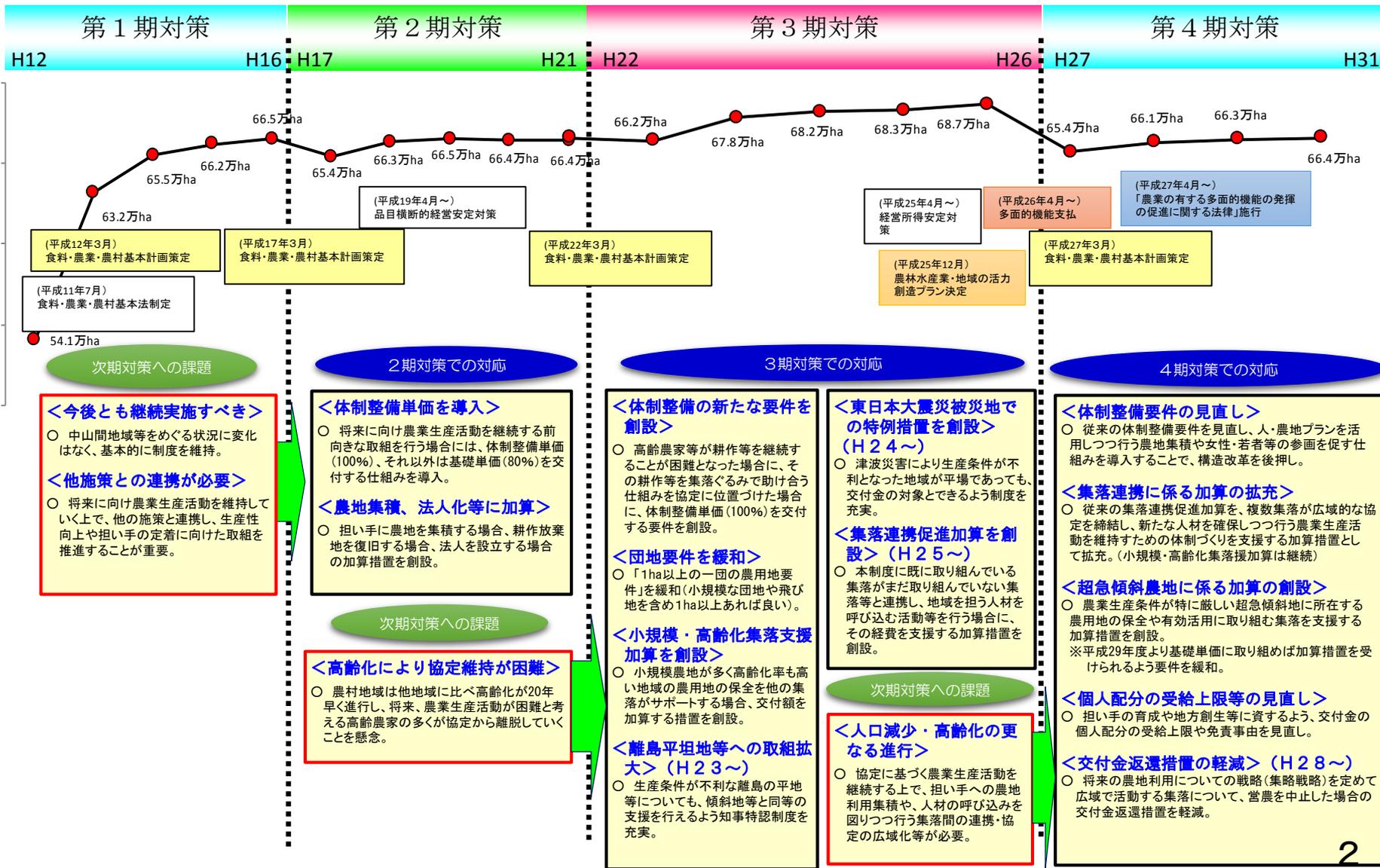
【共同利用機械による農作業】



【集落共同での水路の江ざらい】

制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。
- 平成28年度から、集略戦略を作成して、広域で活動する集落について、営農を中止した場合の交付金返還措置を軽減。



(3) 第4期対策の加算措置等

加算措置（第4期対策で拡充）

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】 地目にかかわらず3,000円/10a

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援

【小規模・高齢化集落支援】 田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

② 超急傾斜農地保全管理加算

田・畑：6,000円/10a

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地で行う保全や有効活用を支援

③ 地域営農体制緊急支援試行加算【令和元年度のみ】

【人材活用体制整備型】 地目にかかわらず3,000円/10a

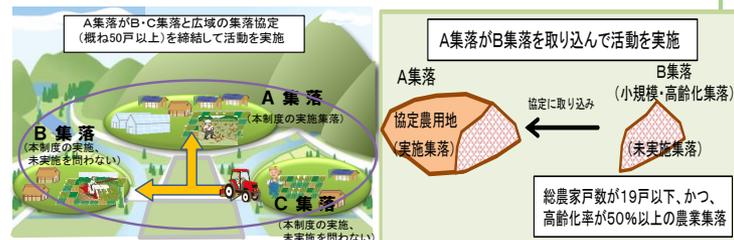
新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、担い手が営農に専念できる環境整備等に支援

【集落機能強化型】 地目にかかわらず3,000円/10a

地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組に支援

【スマート農業推進型】 田・畑：6,000円/10a

省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備に支援



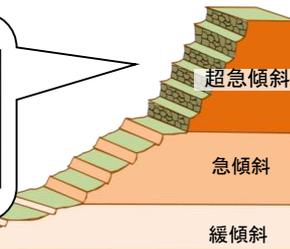
【対象活動の例】



石積み保全活動



棚田オーナー制度

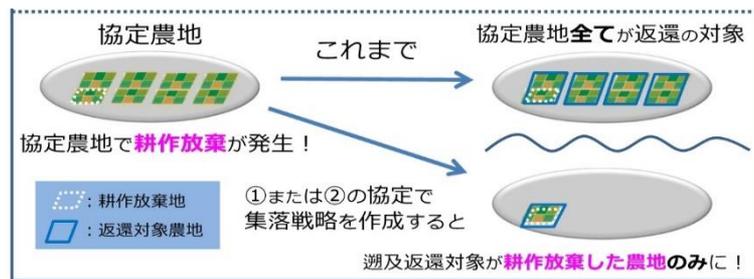


交付金返還措置の軽減（平成28年度～）

①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全ての協定農地**から**耕作放棄された農地**のみに緩和

①協定農地が合計15ha以上（現況でも新規統合でもOK）

②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



(4) 第4期対策・加算措置の取組事例【地域営農体制緊急支援試行加算(人材活用体制整備型)】

とやまし やつおまち きりたに

有機農業体験、カフェ利用、滞在型体験人口増を達成 【富山県富山市八尾町桐谷】

人材活用
体制整備型

集落機能
強化型

スマート
農業推進型

【工夫のポイント】

- 有機農業の里として、安心安全な米づくりの農業体験ができることをアピール
- 豊富な湧き水や桃源郷のような里山の景観をアピール
- ユニークなドームハウスでのカフェ運営や滞在型農業体験をアピール

現状と課題

面積：5.6ha（田） 交付金額：47.9万円（個人配分54.7%、共同取組活動45.3%）
 協定参加者：農業者6人、NPO法人1 協定開始：平成27年度

高齢化による人口減少が深刻化

- 集落の高齢化率が進行し、担い手不足、人口減少が深刻な状態
 （人口H10年：40人→H30年：20人）



桐谷集落

【取組地域の概要】

- 位置 とやまし やつおまち きりたに
 富山県富山市八尾町桐谷（過疎、特農、山村）



桐谷集落協定

富山県

- 地域の概要
 - ・久婦須川最上流の限界集落
- 主要作物
 - ・水稲 さつまいも 里芋 にんにくなど

試行加算の取組内容

農業体験などのイベントで関連人口増

- 年間4～5回の田植え体験、4～5回の収穫体験イベントの実施に加え、新たに田んぼオーナー制を取り入れ、日帰りの農業体験だけでなく、滞在型の農業体験を行うことで、地域の関係人口の増加を目指す。
- 既存のドームハウスを利用して、週末農園カフェを開業。集落に湧き水を汲みに来る人達やサイクルスポーツに来る人達との交流を促進する。



ドームハウス



農業体験

滞在時間を充実させ、関係人口を増加

- 令和元年度末時点における目標
 農業体験等のイベントに加えてカフェ利用や宿泊などで関係人口100人を目標とする。
- 将来的には4倍増を目指す。

○R1実績

	R元.12時点	
	H30	R元
体験人口(人)	50	108

(4) 第4期対策・加算措置の取組事例【地域営農体制緊急支援試行加算(集落機能強化型)】

里山食堂を拠点に地域を活性化！

とやまし こば
【富山県富山市小羽】

人材活用
体制整備型

集落機能
強化型

スマート
農業推進型

【工夫のポイント】

- 集落の強力なサポーターであるNPO法人を確保。
- 棚田米や6次化に取り組む農地所有適格法人の農産物・加工品をより広くアピールしていくために食堂と販売所を兼ねた拠点を整備する。
- フリーマーケットや、農業ボランティア受け入れの拠点としても活用し、交流人口を増加させる。

【取組地域の概要】

- 位置 とやまし こば
富山県富山市小羽地区(過疎、特農、山村)



- 地域の概要
・棚田に囲まれた里山。古くから水稲の生産が盛んである。

- 主要作物 水稲

現状と課題

面積：37.8ha(田) 交付金額：925.8万円(個人配分95%、共同取組活動5%)
協定参加者：農業者25人、農地所有適格法人2法人 協定開始：平成27年度

高齢化や人口減少で営農継続が困難化

- 集落の人口減少が進行(人口H17年:366名→H31年:264名)
- 人口減少に伴い、高齢化率も上昇。担い手不足が深刻化し、農地所有適格法人への委託が増加している。江ざらいなどの集落活動も困難化し、ボランティアへの依存度が高まっている。



里山食堂のリニューアル

- 地域の活性化を目的とするNPO法人が運営する里山食堂を、郷土料理作りのワークショップや、総菜の調理・販売、地元農産物の販売所などに活用できるように整備する。

都市・農村交流の拠点化

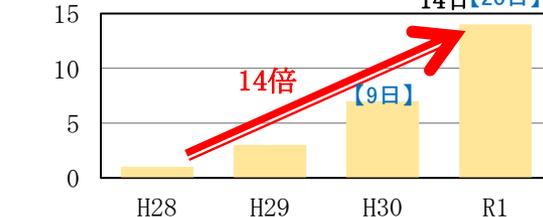
- 里山食堂は、年間営業日数を増加させる。また、年4回ほどフリーマーケットを開催し、交流人口の増加を図る。
- 農業ボランティアの受け入れ拠点としても活用し、参加者には地元の手打ちそばを振る舞うなどして、リピーターの増加を目指す。



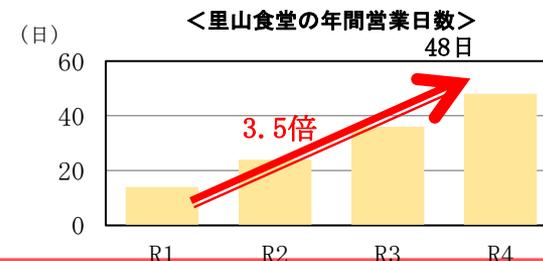
試行加算の取組内容

里山食堂の稼働日数増による交流人口の増加

- 令和元年度末時点における目標
【 】:R元.12時点実績
＜里山食堂の年間営業日数＞
14日【20日】



- 将来的な目標
月4回の定期的な営業を行う。



(4) 第4期対策・加算措置の取組事例【地域営農体制緊急支援試行加算(スマート農業推進型)】

スマート農業を活用した省力化と人材育成

ろんでん
富山県 論田地区

人材活用
体制整備型

集落機能
強化型

スマート
農業推進型

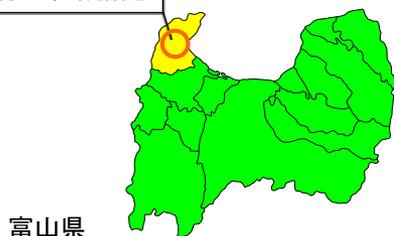
【工夫のポイント】

- 周囲を山に囲まれ傾斜がきつく、傾斜地の面積が広いうえ農地が点在し耕作条件が厳しい地域
- 農業者の高齢化により耕作放棄地の増加が懸念
- 限りある人的資源のもとで若年層の参入を図り、より省力化された農地の管理が必要

【取組地域の概要】

○位置 ろんでん
富山県論田地区(半島)

論田集落協定



富山県

- 地域の概要
 - ・地区のほとんどが超急傾斜に該当している。
 - ・女性グループが中心となり、地域特産の「草もち」を直売所へ出荷している。
- 主要作物 水稻、ハトムギ

現状と課題

面積：33.1ha(田) 交付金額：720万円(個人配分55%、共同取組活動45%)
協定参加者：農業者94人 協定開始：平成12年度

高齢化や担い手不足で農業者の負担が増大

- 集落の高齢化が進行し、傾斜のある所の草刈りは危険を伴う
- 担い手不足、人口減少のため、耕作放棄地の増加に伴い、維持管理する労力の増加
 - ・草刈り 900(時間・人) H27~H30の平均



急傾斜地の草刈り

自走式草刈機の導入・共同利用による省力化

- 自走式草刈機導入による効果
 - ・自走式草刈機を導入することで、負担の大きな畦畔等の除草作業の労力が軽減される。

若年層や女性の農業への参入促進

- ・重労働である作業イメージを変えることにより、若年層や女性が農業に参入しやすいよう環境整備を図る。



自走式草刈機

三陽機器(株) AJK600 150万円

試行加算の取組内容

スマート農業導入による農業振興

- 令和元年度末時点における目標
 - ・管理の省力化(自走式草刈機の導入)
 - ・オペレーターの育成草刈機の操作方法を習得してもらうとともに、機械自体の管理も行う。
 - 今回導入した機械の更なる改良・廉価化も提案したい
- 将来的な目標
 - ・管理の省力化(自走式草刈機を協定農用地の畦畔等において活用。少人数で作業を行い、草刈時間に要する時間の短縮を目指す。
- 市の評価
 - ・平地では省力化が図れた。
(草刈面積 1,147m²/h→478m²/h【58%減】)
 - ・一方、斜面は滑って使えなかった。この点が改良されなければ、今後導入は難しい。
 - ・操作は、1~2回で覚えることができた。
 - ・地域住民の関心は高かった。

法面管理や集落環境整備の省力化

なめりかわし しもの

【富山県滑川市下野】

人材活用
体制整備型

集落機能
強化型

スマート
農業推進型

【工夫のポイント】

- 複数のメーカーの自走式草刈機の中から取捨選択。
- 山と里の間の緩衝帯づくりなど鳥獣対策への活用も検証。

現状と課題

面積：22.2ha（田） 交付金額：466万円（個人配分50%、共同取組活動50%）
協定参加者：44人 協定開始：平成13年度

高齢化や鳥獣被害の増加

- 集落の高齢化率が進行（高齢化率 H20年：21%→H30年：29%）
- イノシシによる農業被害額の増加（被害額 H20年：0円→H30年：206千円）



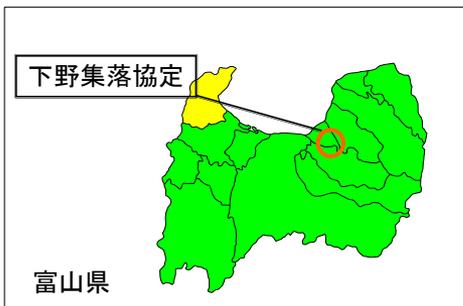
イノシシの堀跡



獣害防止柵

【取組地域の概要】

- 位置 なめりかわししもの
富山県滑川市下野



富山県

- 地域の概要
 - ・山間部に属しており、集落全体の傾斜が急な地形である。山林に面していることから野生鳥獣との棲み分けを図るために鳥獣対策にも力を入れている。
- 主要作物 水稲

試行加算の取組内容

除草作業の省力化と安全性の検証

- 当地区の傾斜に対応できる機種を選定し、活用方法や除草作業の省力化の効果や安全性を検証し、営農の効率化を図る。
(株)クボタ ARC-500 100万円
- 山と里の間の緩衝帯づくりなど鳥獣対策への活用も検証。



傾斜が急な法面

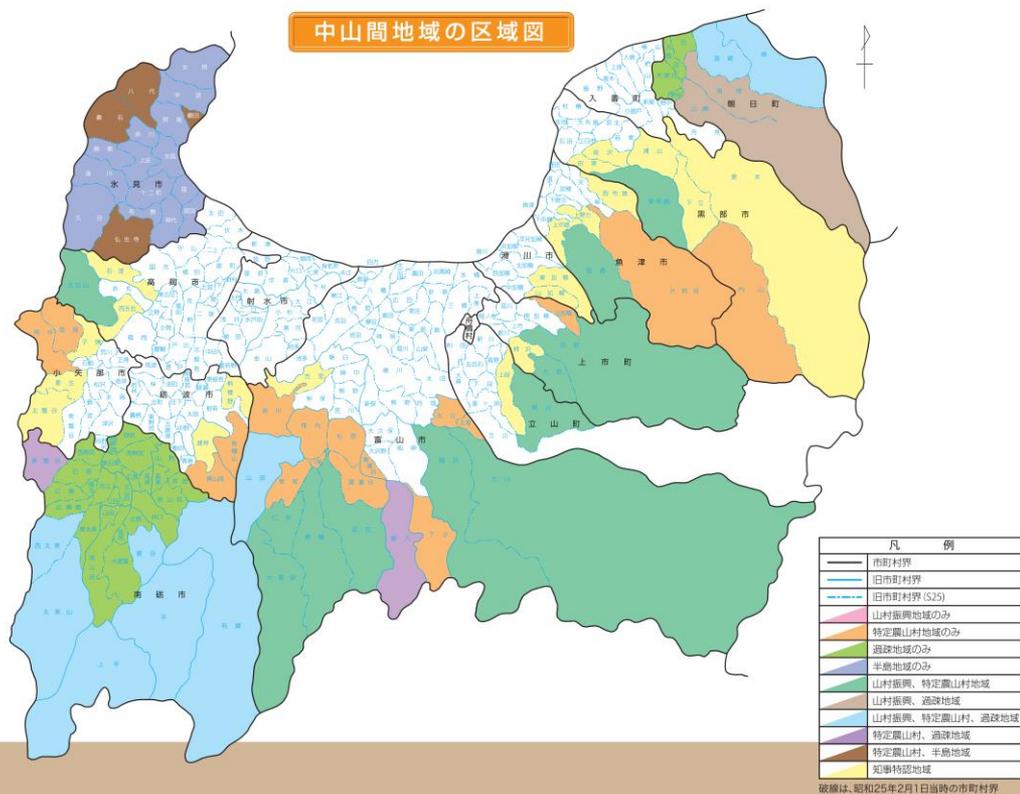
高齢化しても継続できる維持管理

- 令和元年度末時点における目標
高齢化・少人数でも法面の維持管理ができる見込み
- 将来的な目標
高齢化でも事故発生件数0件を継続できる見込み
- 市の評価
 - ・畦畔の維持管理だけでなく、山際との緩衝対作りや鳥獣被害防止柵設置付近の草刈りなどにも活用。
 - ・年々増加しているイノシシ等の鳥獣被害への対策にも繋げることができた。

2 取組状況

(1) 第4期対策の取組状況

- 富山県15市町村のうち、12市町において本制度に取り組み、集落協定に対し交付金を交付している。
- 平成31年度には309協定、4,642ha(対象農用地5,396haの86.0%)で取り組まれ、交付金7億5,233万円が交付された。



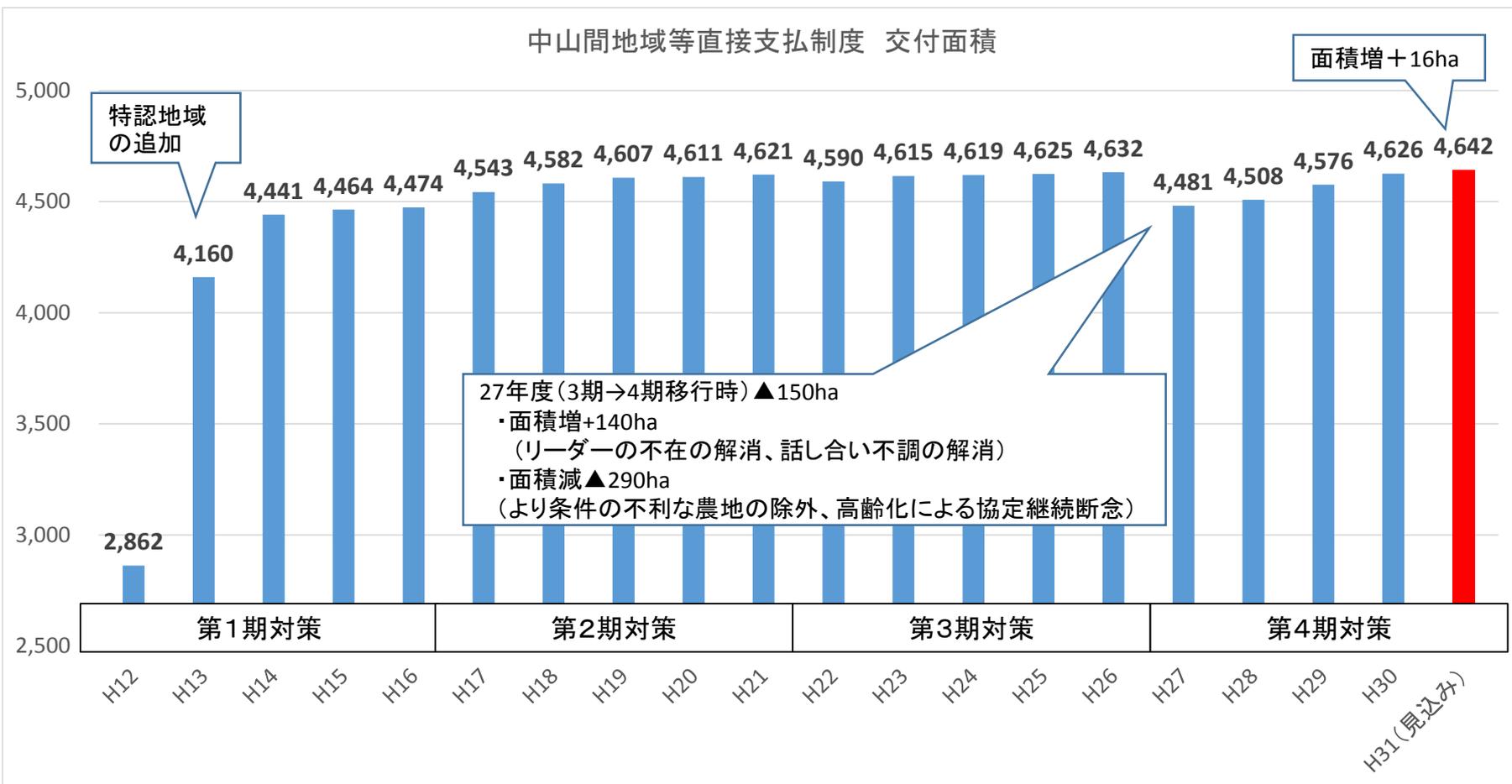
2 取組状況

(2) 県の実施状況(交付面積の推移)

○ 制度が始まった平成12年度(第1期対策)から平成14年度まで増加し、以降はほぼ横ばいで推移

○ 平成31年度の実施状況

- ・協定数 309 (H26:303)
- ・集落数 382 (H26:376) ※対象集落 約450
- ・交付面積 4,642ha (対象農用地 5,396haの86%)



3 第4期対策における最終評価について

■市町村最終評価

	主な意見・要望等	市町村の評価
富山市	・取組みにより、集落の活性化、農地の保全、体制整備が図られたが、高齢化が進む集落においては 遡及返還の不安材料がある中での活動 となった。	B
高岡市	・高齢化が進む中、本制度は農業生産活動の維持及び多面的機能の保全等を行う集落の中で大きな役割を担っているが、交付要件の厳格化及び事務量の増大等により、 年々負担が増大し 、不満の声が上がっている。今後さらに交付要件が厳格化されるようであれば、協定継続を断念せざるをえず、広大な面積において耕作放棄が発生する可能性もあるため、5期以降の制度設計において、考慮いただきたい。	B
魚津市	・本制度の目的である、「耕作放棄地の発生防止」、「条件不利地の補正」、「集落の持つ多面的機能の維持」に合致した制度として活用されている。	A
氷見市	・一定の成果のもと、定着して農業生産活動が行われている。加算措置の効果も得て担い手や協定参加者の負担が軽減されているが、協定参加者の高齢化が急激に進んだことで第5期対策にむけ 協定の継続が難しい集落が出てきている 。	C
滑川市	・活動により、集落の連帯感の向上や農業所得の増加等の効果がある他、耕作放棄地が協定内で発生しておらず、集落から高い評価を得ている。中山間地域において農業生産活動を維持するために本制度は必要不可欠であるが、高齢化が進んでおり、 現行よりも取り組み易い制度設計とする必要性が生じてきている 。	B
黒部市	・高齢化及び担い手不足が進む中山間地域において、耕作放棄地の発生防止のみならず、共同活動を通じた集落の活性化、多面的機能の維持、鳥獣被害の防止など、地域の実情に応じた交付金の利用がされており、集落の維持に必要な不可欠な制度となっている。	B
砺波市	・各集落協定が本交付金制度による取組みを積極的に展開し、中山間地域の農地や施設の保全管理や農業生産性の向上、耕作放棄の発生防止等に貢献している。また、集落内でのつながりが強くなり、集落の活性化に寄与している。	B
小矢部市	・農業生産活動等として取り組むべき事項や自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項共に高齢化など集落の形態により計画通りいかなかった部分も、最終的には改善実施され各集落共に効果が見られ、中山間地域の体制整備や集落の活性化がなされたと思われる。	A
南砺市	・共同作業等を通して集落で協力し合う効果が生まれ、中山間地域の農地保全や農業生産活動が維持されている。	A
上市町	・耕作放棄地の発生を防止するとともに、農業生産活動等に必要な水路・農道等の管理、周辺林地の下草刈りなど適正に維持管理がされており、中山間地域において営農活動を継続するには欠かせない制度である。	A
立山町	・耕作放棄地の発生防止、集落機能の維持、景観保全、地域の活性化などの様々な効果を発揮しており、中山間地域において農業生産活動を維持するうえで、必要不可欠なものとなっており、今後も継続して実施すべきである。	A
朝日町	・本制度により耕作放棄地が発生しないよう、農用地の保全と農業活動の維持に努めているが、現状を鑑みれば、地理的条件などで不利である中山間地域におけるこれからの農業活動の継続には重要な施策であると考える。	B



A	5
B	6
C	1

区分	総合評価の結果	説明
A	おおいに評価できる	制度を非常に高く評価している場合
B	おおむね評価できる	制度の大部分について評価している場合
C	やや評価できる	制度を少しだけ評価している場合
D	さほど評価できない	制度をたいてい評価していない場合
E	ほとんど評価できない	制度を全く評価しないわけではないが、それに近い程度しか評価していない場合
F	全く評価できない	制度を一切評価していない場合
G	その他	上記の区分を選択できない場合

4 第4期対策における最終評価について

本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

評価区分	総合評価
B	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全12市町の評価は、A:おおいに評価できる(5)、B:おおむね評価できる(6)、Cやや評価できる(1)となった。 ○ 耕作放棄地発生防止や共同作業による集落機能強化、農地保存、農業生産活動の維持などに効果がみられ、本制度は中山間地域において必要不可欠な制度。 ○ 耕作放棄が懸念される農用地の維持・管理に対する体制が集落内で構築され、耕作放棄地の発生抑制につながっている。 ○ 第3期と比較して第4期では集落営農の法人化が進んだことにより、個人配分が増加してきており、地域の所得向上に寄与していると考えられる。 ○ 活動者の高齢化・過疎化が進み、第1期対策から対策を講じてきている集落では主な構成員が70代になってくるなど、次期対策期間の5年間に継続困難な集落の発生が懸念されている中、平成28年度に頑張る人が守られるようになった集落戦略の制度創設は評価できる。 ○ さらに、集落機能の維持、営農継続に有効な本制度について、過疎化・高齢化が進んだ集落でも継続的に取り組めるように協定の広域化によって事務の効率化が図られている。

都道府県第三者委員会の意見

- ・第4期対策の実施効果については、一部に課題もあることから概ね評価できる。
- ・本制度は所得補償という面も持っているが、人材は所得だけでは確保できない時代となっている。本制度を有効に活用するためにも、農業に拘らない柔軟な対応を地域だけでなく、国など行政側も考えていく必要があるのではないかと。

取組の評価と今後の取組方針

都道府県第三者委員会の意見

- ・人手不足が第一の課題。移住者、UJターンなど新たな人材確保に期待したい。県は移住促進を担当する課と住居の調整をする課があるが、支援制度を横につなげることも重要。
- ・この制度は所得補償という意味合いもあるが、人は所得だけでは来ない。農業に拘らない柔軟な対応の仕方が求められている。
- ・5年のハードルというのは一番の課題。事業のスパンを短期にすべき。また、転用などによって返還になるのは何か悪いことをしたみたいなお話になり、制度を改めるべきではないかと。

5 令和2年度(第5期対策の初年度)の取組方針

既取組集落の第5期対策への円滑な移行や、新規(復活)取組集落に対する体制整備等の支援により、中山間地域の農業生産活動等がしっかりと継続されるよう本制度の活用促進を図る。

○第5期対策からの制度見直しの周知

- 第5期対策から対象農用地に、指定棚田地域が追加されたことから、昨年12月に策定した「県棚田地域振興計画」を基本に、県では、市町村と協議して、①「指定棚田地域」候補地の選定及び指定申請、②市町村の「指定棚田地域振興活動計画」の策定支援など、準備作業を進める。

○本制度や関連事業の活用促進

- 国の「棚田地域振興緊急対策」の活用による指定の申請に必要な測量経費等を支援
- 本制度に関する情報の収集・提供に努めるとともに、事業の実施に必要な予算総額の確保について国に要望する。

(参考1) 第5期対策 4つのポイント(農林水産省 資料より)

- ① 集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価(10割単価)の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- ② 協定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- ③ 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- ④ 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合(病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合を除く)の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

(参考2) 中山間地域等直接支払制度変更に伴う棚田の申請状況(R2年1月時点)

- ・ 知事特認→法指定 1 地域
- ・ 新規法指定 4 地域
- ・ 棚田地域振興活動加算 1 3 地域